

○内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

令和 5 年 3 月 22 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入等の促進を図ることにより、エネルギー自給率の向上及び脱炭素社会の実現に資するとともに、豊かな自然環境や魅力ある景観及び安心・安全な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本町の自然環境等は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであり、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来にわたって町民がその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（立木の伐採、切土、盛土等の造成工事を含む。）及び再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 事業を計画し、又はこれを実施する者をいう。
- (5) 地域住民等 事業の実施に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等に十分に配慮し、地域住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、又は災害による被害等が発生しないよう、事業区域を適正に管理しなければならない。

(適用事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の事業（既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、発電出力が10キロワット以上となる事業を含む。）に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。

(抑制区域)

第9条 町長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、事業の実施について抑制の協力を事業者を求めることができる区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

(1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域

(2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(3) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域

(4) 本町を象徴する魅力ある景観として良好な状態を保全する必要がある区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に定める区域

2 抑制区域は、規則で定める。

3 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又は解除することができる。

(事前協議)

第10条 事業者は、本町において事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、町長と協議しなければならない。

(地域住民等への周知)

第11条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、事業計画に関する周知について、説明会の開催その他必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第12条 事業者は、当該事業に着手する日の60日前までに、前条の措置の実施状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、事業計画を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(同意)

第13条 事業者は、本町において事業を実施しようとするとき、又は本町において実施している事業を変更しようとするときは、事業の着手前までに町長の同意を得なければならない。

(同意の基準等)

第14条 町長は、事業計画が規則で定める基準に適合しており、かつ、自然環

境等の保全上支障がないと認めるときは、事業の実施又は実施している事業の変更について同意する。

2 町長は、事業計画について、自然環境等の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに事業計画の変更を求めるものとする。

3 町長は、必要に応じて自然環境等の保全について、内子町環境基本条例（平成17年内子町条例第161号）第16条に規定する内子町環境保全審議会その他必要と認める者の意見を聴くことができる。

4 町長は、第1項の規定による同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（工事の着手等の届出）

第15条 事業者は、工事に着手し、若しくは工事を完了し、又は工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（事業者変更の届出）

第16条 第12条第1項又は第2項の規定による届出をした者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を継承した者は、その旨を町長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第17条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則の定めるところにより、その旨を町長に届け出るとともに、当該再生可能エネルギー発電設備を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

（維持管理）

第18条 事業者は、事業を実施する間、自然環境等への被害又は災害が発生しないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に維持管理しなければならない。

（災害及び事故発生時の対応）

第19条 事業者は、事業区域内又は周辺における自然環境等への被害及び災害

が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、地域住民等に周知し、町長に報告しなければならない。

（報告及び立入調査）

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告又は資料の提出を求め、町の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査をする町の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第21条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1） 第11条の規定による周知を行わないとき。

（2） 第12条又は第15条から第17条までの規定による届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。

（3） 事業が自然環境等に重大な損害を与えたとき又は損害を与えるおそれがあるとき。

（4） 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（5） 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

（公表）

第22条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、

その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手している事業に対しては、第10条から第15条までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日から起算して60日以内に事業に着手する事業者に対する第12条第1項の適用については、同項中「当該事業に着手する日の60日前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。